

資料3

海陽町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

令和7年1月24日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、海陽町地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、海陽町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、海陽町住民環境課長をもって充てる。

3 事務局員は、海陽町住民環境課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、海陽町文書管理規程（平成18年3月31日訓令第3号）に定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、海陽町公印規則（平成18年3月31日規則

第9条)に定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月24日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
海陽町地域公共交通活性化協議会長の印		古印体	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長